

第3章 認知症独居高齢者の介護施設利用等にかかる成年後見制度、財産管理制度の活用策の検討

第1節 成年後見制度の概要

資料：「厚生労働省資料」

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度である。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

1. 任意後見制度

（1）概要

ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされている。

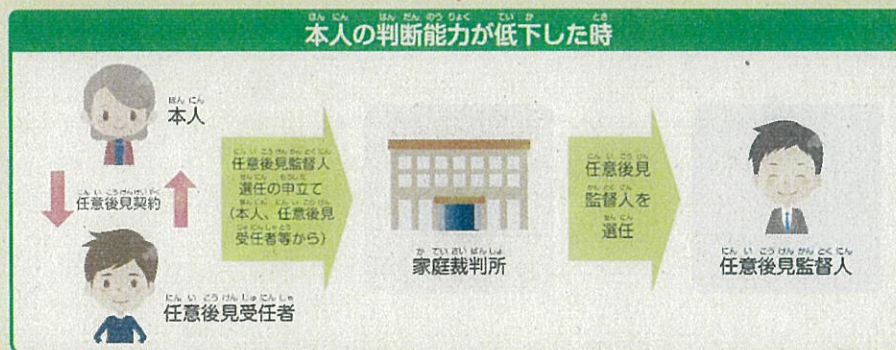
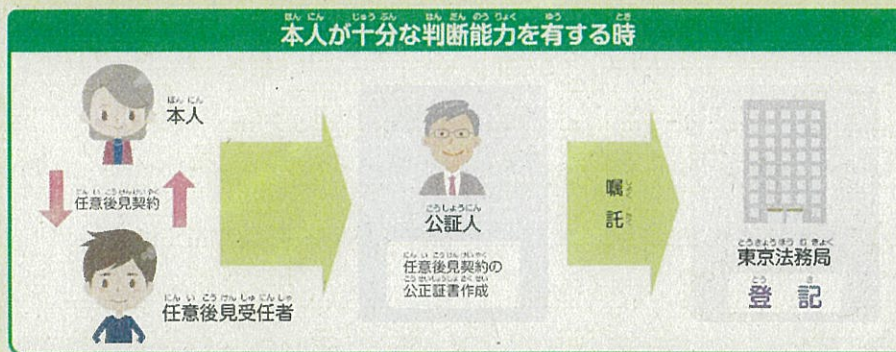
本人がひとりで決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じる。

この手続を申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者となっている。

Q9 任意後見制度とは、どんな制度ですか？



A 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



7

出典：「厚生労働省パンフレット」

(2) 任意後見利用開始（発効）手続の流れ

家庭裁判所は、任意後見契約が登記されている場合において、精神上的障害（認知症、精神障害など）によって、本人がひとりで決めることに不安のあるときは任意後見監督人を選任することができる。任意後見監督人の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができる。

なお、本人以外の方の請求により任意後見監督人選任の審判をするには、本人の同意を得る必要がある。（ただし、本人が意思表示できないときは必要ない。）

■任意後見制度監督人選任の申立て

1 申立人	本人（任意後見契約の本人）、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
2 申立先	本人の住所地の家庭裁判所
3 申立てに必要な費用	申立手数料 収入印紙 800 円分 連絡用の郵便切手 登記手数料 収入印紙 1,400 円分
4 申立てに必要な書類	(1) 申立書 (2) 標準的な申立添付書類 ・本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ・任意後見契約公正証書の写し ・本人の成年後見等に関する登記事項証明書 ・本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの。） ・本人の財産に関する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し、残高証明書等）等） ・任意後見監督人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票（任意後見監督人の候補者が法人の場合には、当該法人の登記事項証明書）

2. 法定後見制度

法定後見制度は、障害や認知症の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されている。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)	同左	同左
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上 (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等(注5)(注6)(注7)	同左	—

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

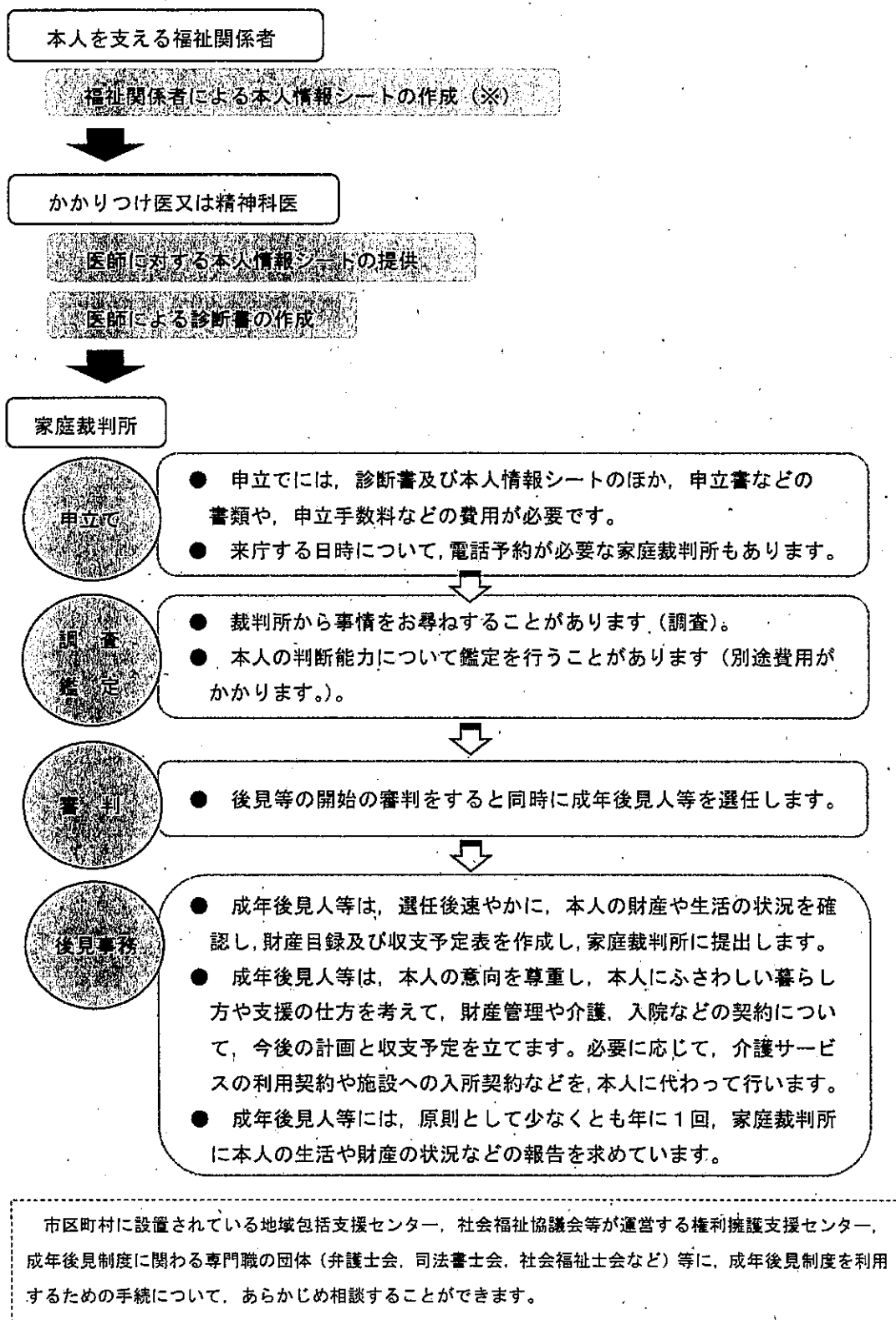
(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し（同年6月14日公布）、上記権利を制限する規定は削除されました。

(注6) 同資格制限の撤廃等を盛り込んだ「会社法の一部を改正する法律」等が成立しました。（公布の日（令和元年12月11日）から1年6月以内に施行）

(注7) 改正後の会社法においても、株式会社の取締役等が後見開始の審判を受けた場合には、取締役等に選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続を経ることで、再び取締役等に就任することができます。

2 手続の流れ



※ 本人情報シートの提出が難しい場合は、本人情報シートを提出することなく申立てを行うことが可能です。

出典：「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」
(最高裁判所事務総局家庭局)

3. 本人情報シートについて

「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」(最高裁判所事務総局家庭局)によると、本人情報シートの位置づけは次の通りとなっている。

本人情報シートの位置づけ

(1) 本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性

成年後見制度の利用を開始するための申立てに際しては、鑑定の可否等を判断するため、申立書等と併せて、医師の作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所が本人の判断能力を判断するための重要な資料であり、本人の判断能力について医師に的確に判断していただく必要があると考えております。

医師に判断能力についての意見を書いていただく際には、従前から、本人に対する問診や家族等からの聞き取り結果、各種の医学的検査の結果等を総合的に検討し、判断がされていたものと思われませんが、本人の判断能力の程度等について意見を述べるに当たって、本人の生活状況に関する資料が十分ではないということもあったのではないかと考えられます。

医師によりの的確に判断していただくためには、本人を支える福祉関係者から、医師に対し、本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で、本人の生活上の課題を伝えることが有益ではないかと考えられます。

そこで、本人を支える福祉の関係者において、本人の生活状況等の情報をまとめたシートを作成していただけるよう、新たに「本人情報シート」の書式を作成することとしました。

※ 「本人情報シート」の提出が難しい場合には、「本人情報シート」を添付することなく後見等開始の申立てを行うことは可能です。もっとも、本人の判断能力等をよりの的確に判断するために、多くの事案において、医師が診断する際の補助資料として提供されることが望ましいといえます。

(2) 「本人情報シート」の作成者について

「本人情報シート」は、医師に本人の生活状況等を客観的に伝えることで、医学的な判断をする際の参考資料として活用されることを想定しています。

したがって、本人の身近なところで、職務上の立場から支援されている方によって作成されることが望ましいといえ、具体的には、ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)として本人の支援に関わっている方(介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等)によって作成されることが想定されます。

親族や本人が作成することは想定していませんので、本人及び親族の方には、

申立書に本人の生活状況等を記載していただくこととなります。

ソーシャルワーカーが自らの業務の一環として「本人情報シート」を作成する場合や、当事者間の合意によって定められた作成費用を依頼者が負担する場合がありますので、作成者と依頼者との間で、「本人情報シート」の作成を依頼する際の取扱い等についてご確認ください。

(3) 「本人情報シート」の活用場面

「本人情報シート」は、医師の診断のための補助資料として活用するほか、以下のような場面で活用することが考えられます。

① 申立て前の成年後見制度の利用の適否に関する検討資料として

成年後見制度は、判断能力が十分ではない方を法律的な側面で支援する制度です。法的な課題や福祉的な課題に対応するために成年後見制度を利用することは有益ですが、他方で、本人が抱えている課題によっては、成年後見制度の利用では十分に対応できないことも考えられます。

制度利用の適否については、医療・福祉・介護の関係者のみならず、法律関係者も含めて多職種で検討することが望ましいといえますが、その際、「本人情報シート」によって本人の状況について認識を共有することは、制度利用の適否に関する多職種での検討に資するものと考えられます。

② 家庭裁判所における成年後見人等の選任のための検討資料として

「本人情報シート」は、後見等開始の申立ての際に、申立人から、診断書とともに家庭裁判所に提出していただくことを想定しています。家庭裁判所は、本人の判断能力について審査するとともに、誰を成年後見人等に選任するのかについても検討しますので、「本人情報シート」は、本人の判断能力の判定の際の参考資料として用いられるとともに、本人の身上監護上の課題を把握し、本人にふさわしい成年後見人等を検討するための資料として活用することも考えられます。

③ 従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料として

後見開始後の本人自身の心身の状況や周囲の生活環境の変化に応じて、本人の有する生活上の課題も変化していくものと考えられます。後見人も含む多職種で構成される「チーム」において、後見開始時に作成された「本人情報シート」の内容を確認することによって今まで後見人を中心に進めてきた本人支援のアプローチを検証し、この結果を踏まえて、必要に応じて、本人の能力変化に応じた類型の変更や今まで進めてきた後見事務の方向性について見直したり、あるいは、補助・保佐の場合には付与された代理権・取消権の範囲を再検討したりするなど、今後の本人支援の在り方を検討することも有効であると考えられます。

出典：「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」（最高裁判所事務総局家庭局）

3 本人情報シート記載ガイドライン

【裏面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に關して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える家族関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合は、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人氏名 年 月 日

作成者氏名 職業(資格) 連絡先 本人との関係

1 本人の生活場所について
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 あり なし)
 施設・病院

住所 施設・病院の名称

2 福祉に関する認定の有無等について
 介護認定 (認定日: 年 月) 要介護 (1・2・3・4・5)
 非該当
 障害支援区分 (認定日: 年 月) 非該当
 障害手帳・黄の手帳など (手帳の名称) (判定)
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

3 本人の日常・社会生活の状況について
 身体機能・生活機能について
 支援の必要はない (今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

2) 認知機能について

日によって変動することがあるか: あり なし

(※ エアの場合は裏面にあります)

7 日常の行為に關する意思の伝達について
 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある
 ほとんど伝達できない

イ 日常の行為に關する理解について
 理解できる 理解できない場合がある
 ほとんど理解できない

ウ 日常の行為に關する短期的な記憶について
 記憶できる 記憶していない場合がある
 ほとんど記憶できない 1/2

○ 本人情報シートの作成者が関係者の第三者に「本人情報シート」による個人情報の提供を行う場合は、個人情報取扱の観点から、本人の同意を得るなど、作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していただく必要があります。

1 本人の生活場所について
 ○ 現在、本人が自宅で生活しているか、施設（グループホーム、サービス付住宅を含む）又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は、施設又は病院の名称・住所も記載してください。
 ○ 自宅での福祉サービスの利用については、訪問介護のほか、デイサービス、ショートステイなどを利用しているときは、「あり」にチェックしてください。

2 福祉に関する認定の有無等について
 ○ シートに記載されている認定を要している場合には、該当欄にチェックしてください。
 ○ 認定日欄には、最終認定年月を記載してください。

3 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
 ○ 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない」にチェックしてください。
 ○ 現在の支援体制が不十分な場合等で、今後、支援の方法、内容等を変更する必要がある場合には、その内容を自由記述欄に簡潔に記載してください。

(2) 認知機能について
 ○ ア～エの各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。なお、本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしていただき、状態が良くない場合で支援を必要とする場面については(3)に記載してください。
 ○ ここである「日常の行為」とは、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、概ね本人の生活環境の中で行われるものが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は、以下のとおりです。

- ・ アについて
 - 意思を他者に伝達できる
 - 伝達できない場合がある
 - ほとんど伝達できない
 - できない
 - ・ イについて
 - 理解できる
 - 理解できない場合がある
 - ほとんど理解できない
 - 理解できない
 - ・ ウについて
 - 記憶できる
 - 記憶していない場合がある
 - ほとんど記憶できない
 - 記憶できない
- (※ 免語面で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には、「伝達できる」とする。)
- ・ エについて
 - 理解できる
 - 理解できない場合がある
 - ほとんど理解できない
 - 理解できない
- ・ アについて
 - 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
 - 正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
 - 全く出詞な意思（空論である、無いなど）は伝えることはできないものの、それ以外の意思については伝えることができる場合
 - 全く出詞な意思も伝達できないとき
 - できぬ
- (※ 免語面で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には、「伝達できる」とする。)
- ・ イについて
 - 理解できる
 - 理解できない場合がある
 - ほとんど理解できない
 - 理解できない
- ・ ウについて
 - 記憶できる
 - 記憶していない場合がある
 - ほとんど記憶できない
 - 記憶できない

裏面

エ 本人が専断者を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある
 ほどんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・生活上支拂となる精神・行動履歴について
 支拂となる行動はない 支拂となる行動はほとんどない
 支拂となる行動がときどきある 支拂となる行動がある
 (精神・行動履歴)に照して支拂を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について
 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について
 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
 親族又は第三者が管理している
 (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支拂者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・生活上の課題
 (※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることを認める本人の認識
 申立てをすることを説明しており、知っている。
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
 その他
 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・生活上の課題への対応策
 (※ 御意見があれば記載してください。)

エについて
 正しく認識している 日常的に顔を会わせていない家族又は友人等についても、念を正しく認識できている
 認識できていないところがある 日常的に顔を会わせている家族又は友人等は基本的に認識できているが、それ以外は詳しくは認識できていない
 ほどんど認識できていない 日常的に顔を会わせている家族又は友人等と会っても、認識できていない
 認識できていない 日常的に顔を会わせている家族又は友人・知人と会っても、基本的に認識できていない

(3) 日常・生活上支拂となる精神・行動履歴について
 精神・行動履歴とは、日常生活上、場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に対応して、該当する欄にチェックを入れてください。
 また、そのような精神・行動履歴があり、生活上、一定の支拂を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また、必要とされる支拂方法等についても、分かる範囲で記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について
 本人が日常的にどの程度、社会・地域との接点を持っているのかを判断する項目です。介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。
 なお、身体的な障害等により、外出は困難ではあるものの、家族や友人の来訪など、自宅等で関係者と社会的接点を持った活動をしている場合には、それも含めて回答を返してください。

(5) 日常の意思決定について
 日常の意思決定とは、毎日の暮らしにおける活動に即して意思決定できる能力をいいます。項目についての選択基準は、以下のとおりです。なお、特定の事項あるいは場面において本人の意思決定に支障が生じるといえる事項があるときは、4項に記載してください。
 特別な場合を除いてできる 毎日の暮らしにおける活動に即して、あらゆる場面で意思決定できるが、治療方針等や意思決定の意思決定は指示・支拂を必要とする。できる。
 日常的に困難 テレレ泊泊や孤立、親の選択等についてであれば意思決定できることがある。
 できない 意思決定が全くできない、あるいは意思決定できずか分からない。

(6) 金銭の管理について
 全体の管理とは、所持金の支出入の把握、管理、計算等を指します。項目についての選択基準は、以下のとおりです。
 本人が管理している 多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している場合
 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している 遺族を待たずに本人が自ららの生活費等を管理している場合
 親族又は第三者が管理している 本人の日々の生活費も含めて、第三者等が支払等を管理している場合

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・生活上の課題
 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を記載してください。(例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に関する検討などがこれに当たります。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることを認める本人の認識
 成年後見制度の利用について本人に説明した趣旨に照して本人の認識(知っている、知らない、理解できない)を記載してください。
 上記チェックボックスを選択した理由や、本人が制度利用に反対しているなどの背景事情がある場合には、分かる範囲で記載してください。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・生活上の課題への対応策
 成年後見制度の利用によって、日常・生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、御意見があれば記載してください。

第2節 成年後見制度の利用状況等

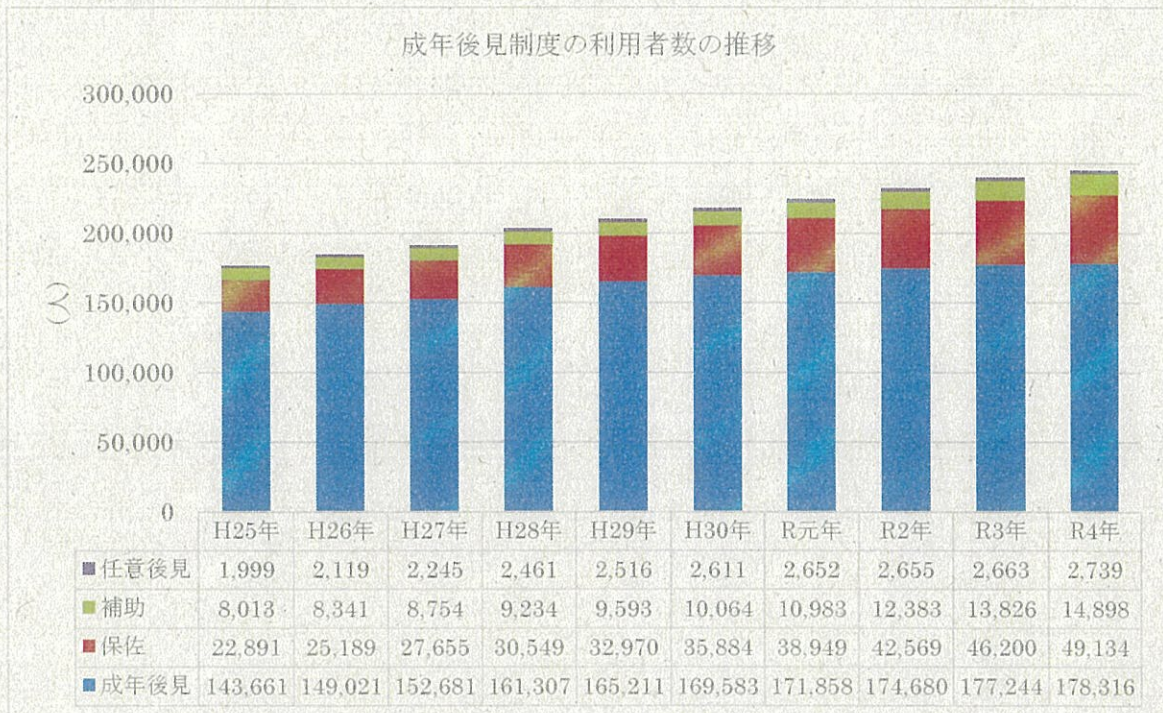
資料：「厚生労働省資料」

資料：「成年後見関係事件の概況」（最高裁判所事務総局家庭局）

(1) 成年後見制度の利用者数

令和4年において、成年後見制度を利用している人は約24.5万人に過ぎず、潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計およそ1000万人（認知症者数約600万人（推計値：令和2年）、知的障害者数（在宅）約96万人（平成28年）、精神障害者数（外来）約389万人（平成29年）、いずれも厚生労働省資料による）のわずか2%に過ぎない。

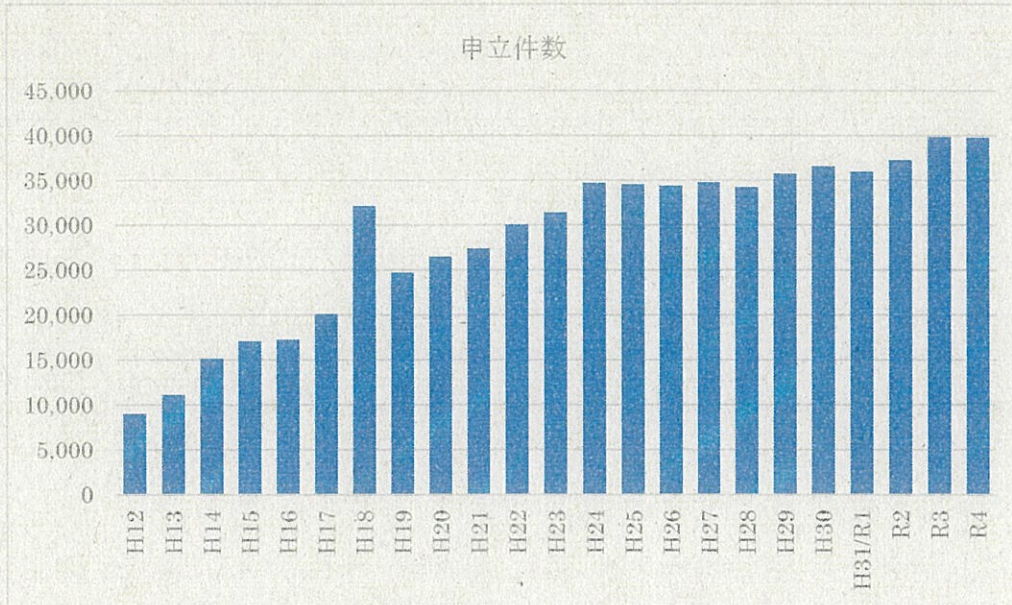
今後、認知症高齢者等がますます増加し、後見人の需要も一層高まっていくと見込まれる。



(2) 成年後見の申立件数

後見開始の審判等の申立件数は、後見制度発足以来、年々増え続けており、平成24年には約3万5千件にまで増加したが、その後、件数は頭打ちとなっていた。しかし、令和2年から、やや増加の傾向となっている。

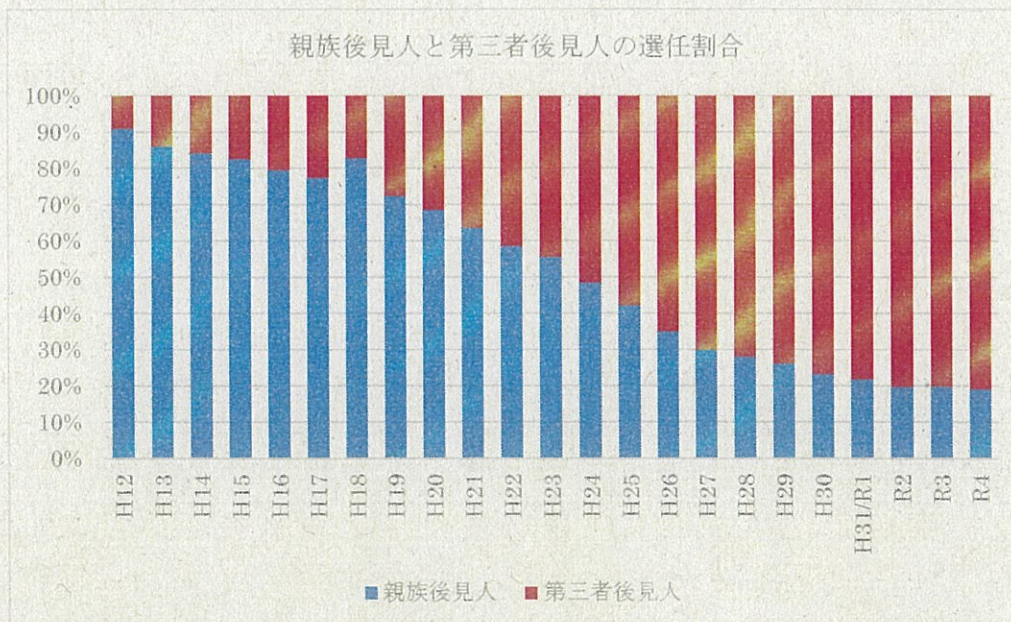
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
申立件数	9,007	11,088	15,151	17,086	17,246	20,124	32,125	24,727
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
申立件数	26,456	27,397	30,079	31,402	34,689	34,548	34,373	34,782
	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
申立件数	34,249	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809	39,719	



(3) 親族後見人と第三者後見人の選任割合

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係性について、親族後見人（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が後見人に選任される割合は、減少傾向にある。平成 24 年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続している。

その背景には、①単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えている、②親族後見人による不正が多いことから、家庭裁判所が親族後見人の選任に消極的になっており、第三者後見人を選好する傾向にある、ということなどがあるとみられる。



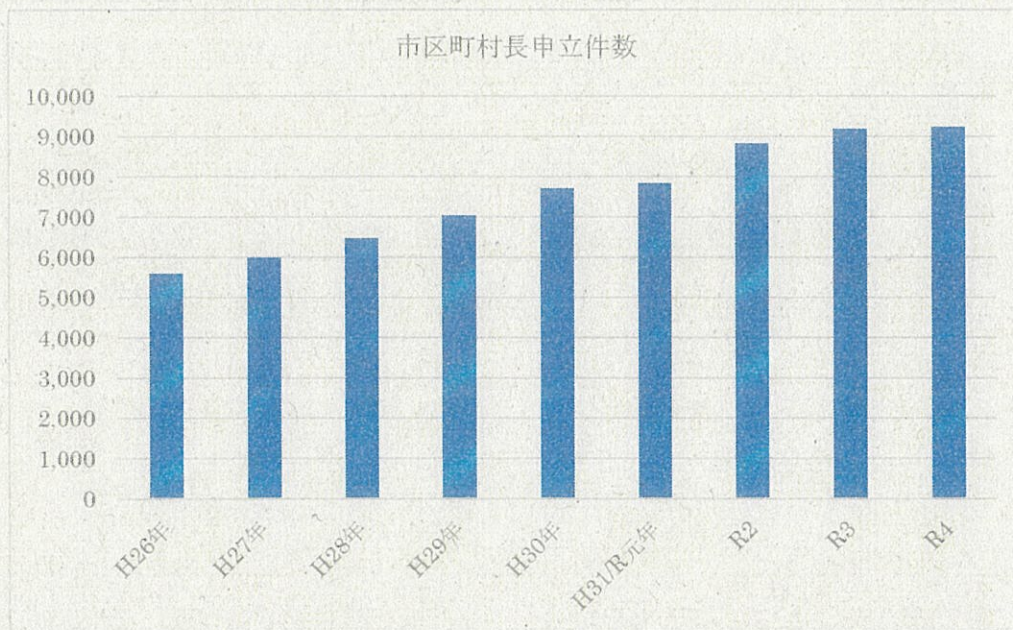
(単位：%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
親族後見人	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9
第三者後見人	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1
	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
親族後見人	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7	19.8	19.1	
第三者後見人	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3	80.2	80.9	

(4) 市町村長申立件数

市町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和4年は約9,200件（全体の約23.3%）となっている。

この背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の世話をしたり、また必要な時に後見の申立てをすべき親族が見当たらないケースが増えていることなどがあるとみられる。



	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31/R元年	R2	R3	R4
市区町村長申立件数	5,592	5,993	6,469	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
割合	16.40%	17.30%	18.80%	19.80%	21.30%	22.00%	23.90%	23.30%	23.30%

家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合をみると、近畿地方の家庭裁判所での市区町村長申立割合が他に比べて低い。神戸家庭裁判所では12.7%となっている。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数

(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管内	総数	うち市区町村長 申立て	
		件数	割合
東京	4,966	1,350	27.2%
横浜	3,322	668	20.1%
さいたま	1,735	474	27.3%
千葉	1,964	466	23.7%
水戸	533	163	30.6%
宇都宮	337	74	22.0%
前橋	458	65	14.2%
静岡	1,273	275	21.6%
甲府	221	56	25.3%
長野	449	123	27.4%
新潟	921	173	18.8%
大阪	3,355	666	19.9%
京都	1,370	163	11.9%
神戸	2,235	284	12.7%
奈良	484	109	22.5%
大津	435	71	16.3%
和歌山	248	49	19.8%
名古屋	1,406	304	21.6%
津	424	90	21.2%
岐阜	386	93	24.1%
福井	232	57	24.6%
金沢	424	138	32.5%
富山	400	69	17.3%

管内	総数	うち市区町村長 申立て	
		件数	割合
広島	855	221	25.8%
山口	426	108	25.4%
岡山	891	320	35.9%
鳥取	218	67	30.7%
松江	225	81	36.0%
福岡	1,558	243	15.6%
佐賀	246	49	15.6%
長崎	384	47	12.2%
大分	311	58	18.6%
熊本	549	225	41.0%
鹿児島	457	101	22.1%
宮崎	445	146	32.8%
那覇	501	100	20.0%
仙台	381	960	25.2%
福島	401	175	43.6%
山形	245	110	44.9%
盛岡	367	78	21.3%
秋田	177	45	25.4%
青森	392	157	40.1%
札幌	910	185	20.3%
函館	166	37	22.3%
旭川	312	32	10.3%
釧路	339	144	42.5%
高松	288	86	29.9%
徳島	301	109	36.2%
高知	262	91	34.7%
松山	385	138	35.8%
総数	39,570	9,229	23.3%

- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
(注2) 申立人が該当する「関係別」の戸数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(39,503件)とは一致しない。
(注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

出典：「成年後見関係事件の概況一令和4年1月～12月一」(最高裁判所事務総局家庭局)

第3節 成年後見制度利用促進基本計画

3-1 第1期基本計画（2017年度～2021年度）

資料：厚生労働省資料

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、平成29年度から令和3年度まで取組が実施された。

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

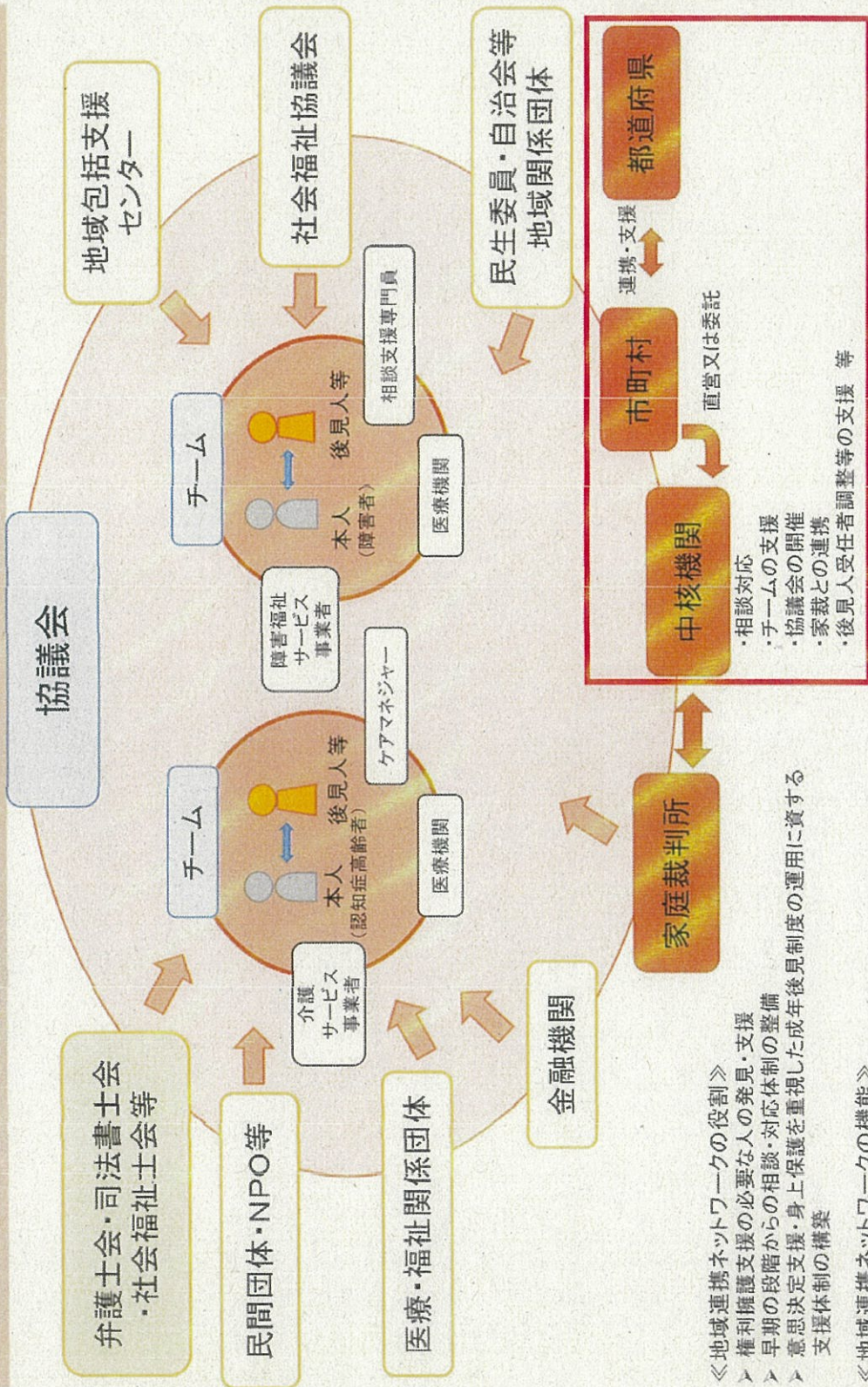
- H.28.5「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H.28.9「成年後見制度利用促進会議」（会長：総理）より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める（基本計画の案に盛り込むべき事項について）
- H.29.1～2 パブリックコメントの実施
- H.29.3「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

出典：厚生労働省資料

地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見人制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定		国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ			
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等			
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備			相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）			
		金融機関における自主的な取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目録：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

3-2 第2期基本計画（2021年度～2025年度）

資料：「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）

資料：厚生労働省資料

1. 位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられる。

促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

2. 新たな基本計画の必要性

基本計画は、平成29年度から令和3年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要がある。

そこで、国は、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）を定め、更なる施策の推進を図ることとした。

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成 29 年度～令和 3 年度)	第二期計画における対応 (令和 4 年度～8 年度)
<p>○成年後見制度とその運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない） ・後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること <p>※親族 20% 親族以外 80%（うち弁護士 26%、司法書士 38%）</p>	<p>○成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施 ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討） <p>○成年後見制度の運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。
<p>○後見人の報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと ・市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること 	<p>○後見人への適切な報酬の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の策定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討 ・成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
<p>○地域連携ネットワークづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと ・高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保 	<p>○地域連携ネットワークづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率は R2.10 月：15%、R3 年度末見込み：44%） ・地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率は R2.10 月：16%、R3 年度末 59%） ・市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方策策定） <p>※担い手の支援は地域連携援ネットワークで実施</p>

出典：厚生労働省資料

3. 計画の概要

(1) 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

ア. 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画では、これを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。

以上のように、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用促進は、上記のとおり、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

そのため、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- ① 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ② 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。
これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
- ④ 本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。
- ⑤ 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

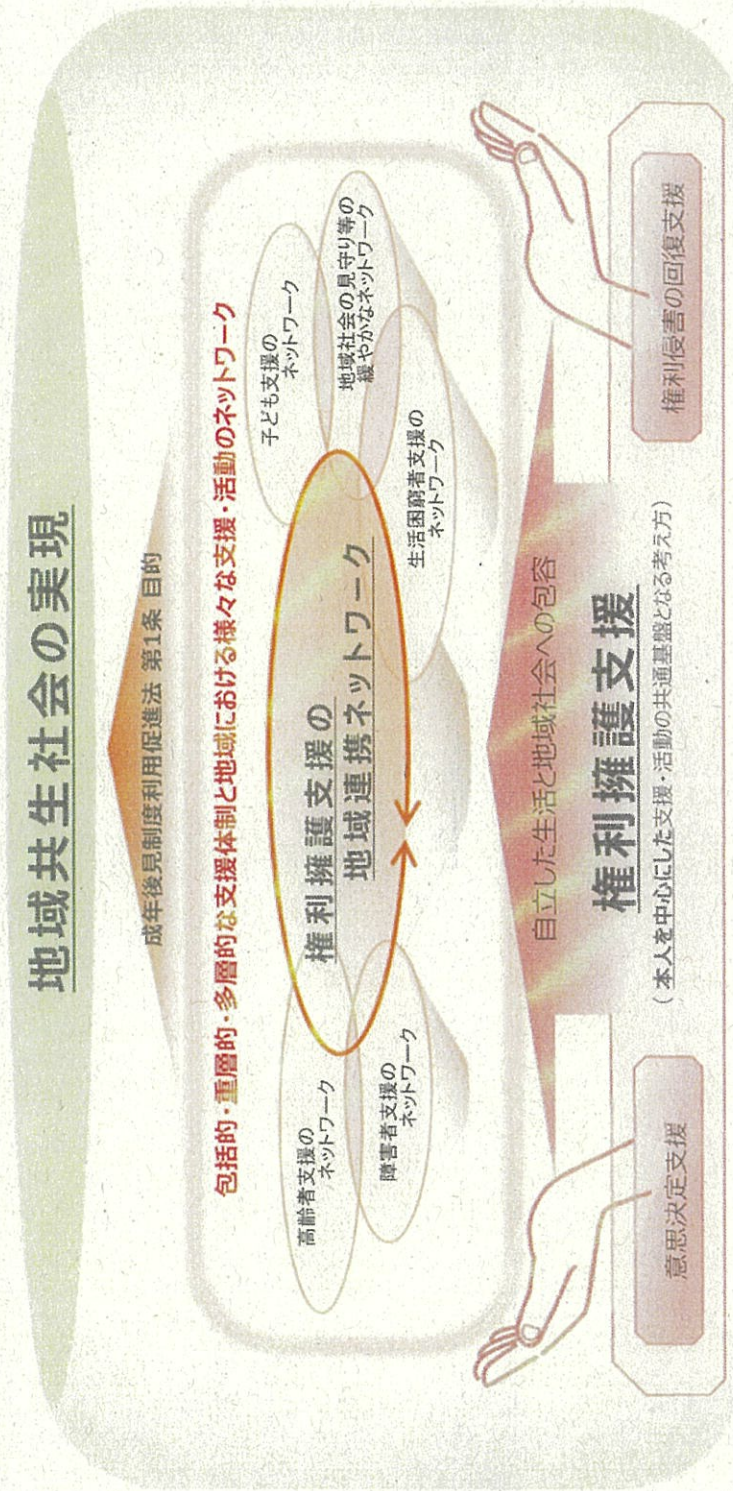
権利侵害からの回復支援を進める上での重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職である。身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続の利用を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、権利侵害からの回復支援の実質を担保することができ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られる。

したがって、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊敬のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

○成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

○総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるように、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参加する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるように、法人の確保の方策等を含め検討する。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行って行く。
- ・意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、格ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるように、引き続き努力することが期待される。
- ・最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ・家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

○適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- ・最高裁判所及び格家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- ・市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるように、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同

事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。

- ・国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
 - ・国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。
- 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- ・金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
 - ・最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
 - ・専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。
- 各種手続における後見業務の円滑化等
- ・市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○権利擁護支援の地位連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったりとしても、自ら助けを求める事が難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことが出来ない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本入らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

①地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- ・さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- ・地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

②地域連携ネットワークづくりの進め方

これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- ・権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の

周知を図ること

- ・地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

4 優先して取り組む事項

○任意後見制度の利用促進

- ・周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○担い手の確保・育成等の推進

- ・適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○市町村長申立ての適切な実施

- ・身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○地方公共団体による行政計画等の策定

- ・市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・都道府県は、都道府県単位や県域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

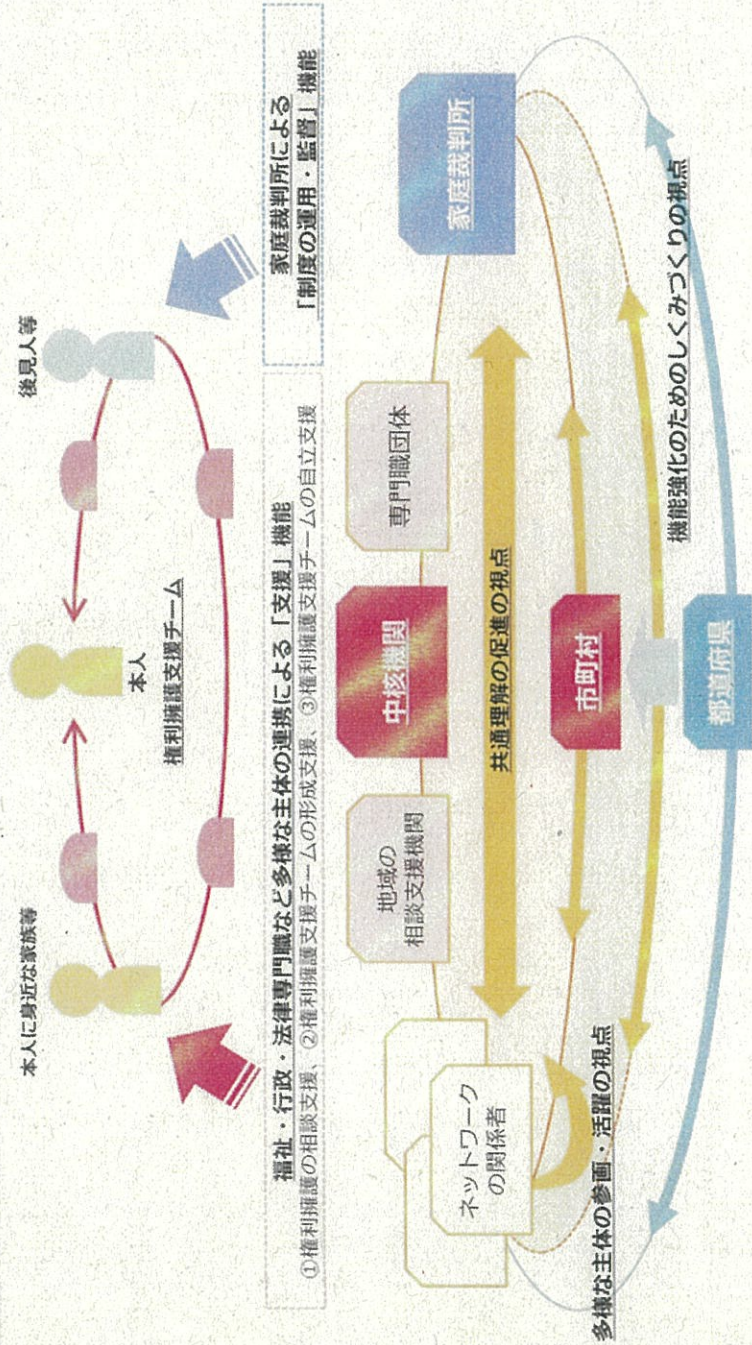
- ・都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応する

ため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。

- 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や対し得整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域福祉、行政などに同法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



出典：厚生労働省資料

第4節 成年後見制度の利用促進の取組

4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

資料：「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）

資料：厚生労働省資料

1. 地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる。

（1）権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

（2）協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。

（3）中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定する。

2. 権利擁護支援を行う3つの場面

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、以下の3つに整理できる。

ア 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

- ・本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- ・この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）などにつなぐ場合がある。

イ 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

- ・成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- ・この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。

ウ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- ・家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- ・この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。

3. 地域連携ネットワークの機能

(1) 地域連携ネットワークの機能の考え方

第一期計画では、地域連携ネットワークの機能について、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）及び後見人支援機能の4つを位置付けられていた。

第二期計画では、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。

このような観点から、上記の4機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組に大別される。併せて、地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能があることを、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で整理したものが、次図である。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

○地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所によると、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・親族、支援関係者からの対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者に対し、申立など家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等）による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進
	成年後見制度の開始までの場面（申立準備後の見人選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立印必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・必要に応じた指導や指示、監督処分 ・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

出典：厚生労働省資料

4. 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり

ア. 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方

地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるようにするためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。

① 「共通理解の促進」の視点

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所など、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がある。

② 「多様な主体の参画・活躍」の視点

地域連携ネットワークの機能を高めていくため、現在活躍している関係者のみならず、様々な立場の関係者が新たに地域の権利擁護支援に参画して、各々が可能な取組を行い、その取組を拡げていく必要がある。

③ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備する必要がある。

(2) 地域の体制づくり

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組は、地域連携ネットワークの関係者が連携して進めることが重要である。以下では、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組として、地域連携ネットワークづくりの段階に応じ、全国各地で共通して実施することが望ましいものを挙げている。

各地域の協議会において、地域連携ネットワークの関係機関・団体がこうした取組を実施するに当たっては、各市町村の包括的な支援体制との一体的な運用に留意するとともに、取組に優先順位を付ける、既存のしくみを活用するなどの様々な工夫を話し合いながら協力して進める必要がある。なお、地域の実情に応じて、以下に挙げていない取組を行うことも可能であり、例えば、重層的支援体制整備事業と地域連携ネットワークの取組の連携を図ることで、より効果的・効率的な体制づくりが推進されるなどの効果も期待される。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり～

○権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し

、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ②制度利用の案内	・成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） ・権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	・地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 ・中核機関と各相談支援機関との連携強化	・各相談支援機関等の連携のしくみづくり ・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	・選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	・都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 ・専門職団体による専門職後見人の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり ・市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 ・制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	・後見人等では、解決できない共通課題への支援策の構築 ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出典：厚生労働省資料

4-2 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の適切な実施

資料：「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」（厚生労働省 事務連絡 令和4年10月17日）

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立てができるとされている。

特に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立てをするものとされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。さらに、国及び地方公共団体は、高齢者虐待・障害者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者・障害者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者・障害者の被害の防止及び救済を図る観点から、成年後見制度の周知や同制度の利用に係る経済的負担の軽減を図る措置等を講ずることにより、同制度が広く利用されるようにしなければならないとされている。

また、最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。

1. 市町村長申立ての適切な実施

市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。

そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。

厚生労働省では、令和3年11月26日に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」を各都道府県・市町村へ発出している。

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

(厚生労働省、令和3年11月26日)

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障発0330第11号、障精発0330第21号、老計発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成17年7月29日付け障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。
また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第10条の4又は第11条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。（任意後見契約が登記されている場合には、原則

として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第10条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成12年3月30日社援地第14号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては800円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは1,600円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは2,400円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては2,600円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無
- ・成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・成年被後見人等の意見
- ・その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第843条第4項、第876条の2第2項及び第876条の7第2項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を運営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要な医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に

に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。以下同じ。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・入所措置の措置権者
- ・介護保険の保険者
- ・自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないように、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査(以下「親族調査」という。)は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見をj確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長

申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

・戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

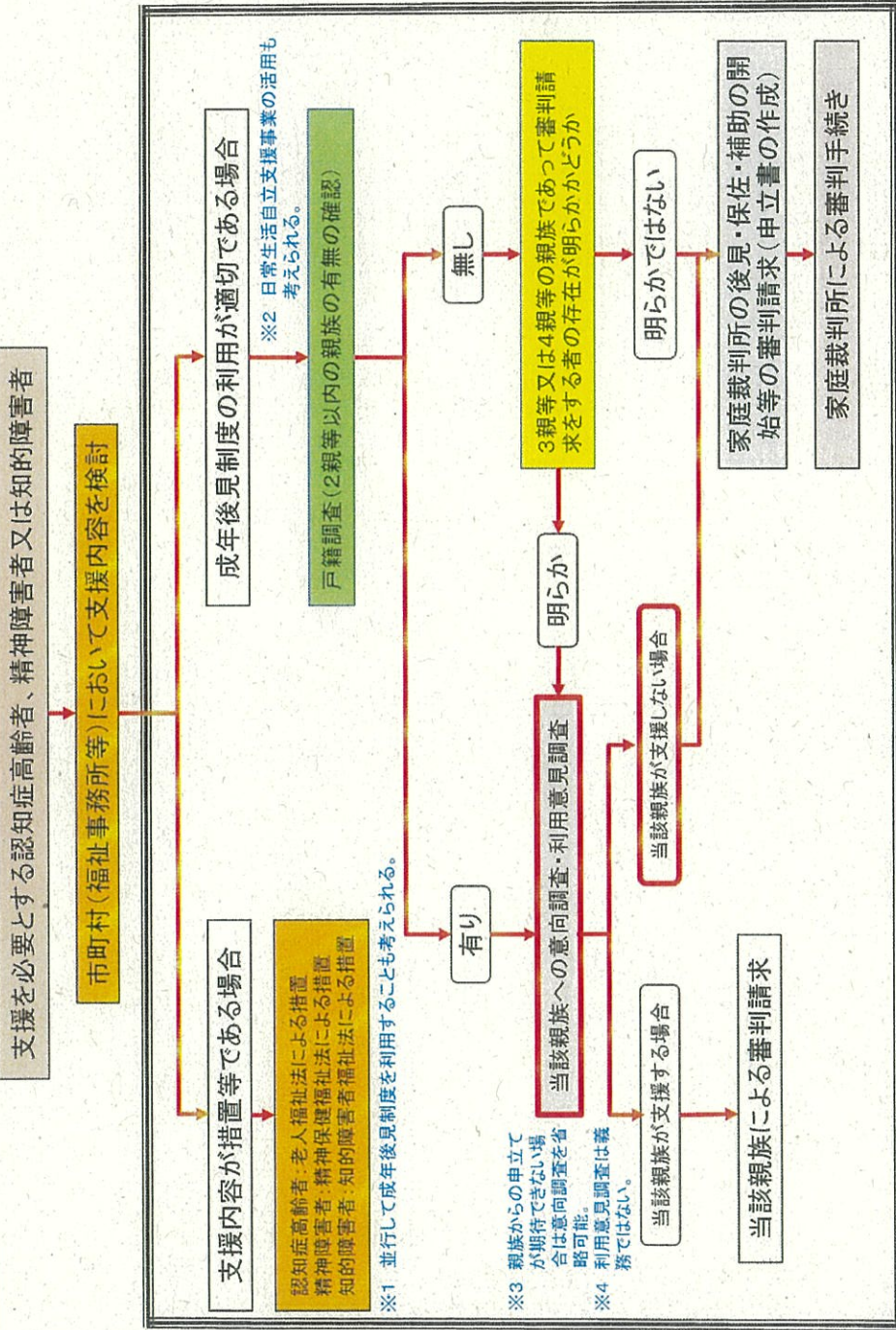
ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

・意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができる。一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

・利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること

別添
1

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待等の緊急事案ではない場合



(参考) 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号)

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者 (養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設 (以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設 (以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
 - 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
 - 五 六十五歳以上の者であつて、認知症 (介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの (その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
 - 六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス (訪問介護等 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。)に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。
- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常

生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

(老人ホームへの入所等)

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

(参考) 三郷市「老人福祉法第 11 条第 1 項の規定に基づく入所等に係る措置に関する規則」

(趣旨)

第 1 条 この規則は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定に基づく措置を行う場合の基準その他当該措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所措置の基準)

第 2 条 法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による措置は、老人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 環境上の理由については、次のア及びイに該当すること。

ア 健康状態については、入院加療を要する病態でないこと、及び感染性疾患を有し他の被措置者に感染させるおそれがないこと。

イ 環境の状況については、家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

(2) 経済的理由については、老人福祉法施行令(昭和 38 年政令第 247 号)第 6 条各号のいずれかに該当すること。

2 法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置は、老人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条に規定する要介護状態に該当すること。

(2) 健康状態については、入院加療を要する病態でないこと、及び感染性疾患を有し他の被措置者に感染させるおそれがないこと。

(養護委託の措置の基準)

第 3 条 法第 11 条第 1 項第 3 号の規定による措置は、次のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が養護受託者の生活を乱すおそれがないこと。
- (2) 養護受託者が老人の扶養義務者でないこと。

(参考) 大阪市「老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく措置にかかる要綱」

(目的)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護等を利用することが著しく困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置（以下「やむを得ない事由による措置」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 やむを得ない事由による措置は次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、やむを得ない事由とは、事業者と契約をして介護サービスを利用することや、その前提となる本市に対する要介護認定の申請を期待しがたいことを指す。

- (1) 65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の介護サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
 - (2) 65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合
 - (3) 介護保険法に規定する被保険者であって、その他、保健福祉センター所長（以下、「所長」という。）が真にやむを得ないと認める場合
- 2 おおむね 65 歳以上の介護保険法に規定する被保険者であって、前項各号に定める事由に該当すると所長が認める場合にあつては、やむを得ない事由による措置の対象とする。

(措置によるサービス提供)

第 3 条 法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、供与するサービスは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (3) 夜間対応型訪問介護
- (4) 介護予防訪問介護
- (5) 通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 介護予防通所介護
- (8) 介護予防認知症対応型通所介護
- (9) 短期入所生活介護
- (10) 介護予防短期入所生活介護
- (11) 小規模多機能型居宅介護
- (12) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (13) 認知症対応型共同生活介護
- (14) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (15) 複合型サービス（訪問介護等に係る部分に限る）
- (16) 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）におけるサービス
- (17) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）におけるサービス

(介護サービス提供の委託及び措置の決定)

第 4 条 所長は、やむを得ない事由による措置を行うべき対象者について現状把握を行

- うとともに、その者の要介護状態について調査を行い、措置の決定を行う。
- 2 所長は、やむを得ない事由による措置を行うべき対象者が要介護認定等を受けていない場合にあつては、要介護認定等の申請を行う。
 - 3 所長は、やむを得ない事由による措置を決定したときは、老人福祉法施行細則（昭和39年大阪市規則第94号。以下「細則」という。）第5条の規定に基づき当該措置を決定された者に対し通知を行う。
（サービス提供の依頼）
- 第5条 所長は、やむを得ない事由による措置を行う場合は、介護保険法による指定事業者に対し、サービス提供の依頼を行う。
（措置にかかる費用）
- 第6条 措置にかかる費用は、介護保険法の規定により定められた第3条に掲げるサービスにかかる費用によるものとする。なお、措置にかかる費用には、当該サービスにかかる食事の提供に要する費用並びに滞在に要する費用もしくは居住に要する費用を含むものとする。
- 2 前項の規定に基づく費用のうち、介護報酬として給付される額を除いた費用（以下「自己負担分」という。）については、本市が老人保護措置費により負担しサービス提供事業者に支払うものとする。ただし、介護保険制度における利用者負担の軽減措置を受けている者は、軽減後の自己負担分とする。
 - 3 前項に規定する本市が負担する措置費用については、サービスを提供した事業者が翌月10日までに請求書を作成し、請求額の積算にかかる書類を添付のうえ、措置を決定した所長に送付する。
 - 4 所長は、請求額等に誤りがないことを確認のうえ請求書を福祉局長あて送付する。
（費用の徴収）
- 第7条 措置にかかる費用の徴収については、前条第2項の規定により大阪市が負担した額とする。
- 2 所長は、措置を受けた者に対し納入通知書を交付し、費用の徴収を行う。
（措置の解除）
- 第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ない事由による措置の解除を行うものとする。
- (1) 前条の規定により、当該措置を受けている者の後見人等が選任され、介護保険法に規定するサービスの契約を締結したとき
 - (2) 施設に入所すること等により、家族等からの虐待又は無視の状態から離脱し、サービス提供事業者との契約を締結したとき
 - (3) その他所長の判断により措置の解除が適当と認められるとき
- 2 所長は、やむを得ない事由による措置を解除したときは、細則第5条の規定に基づき当該措置を解除された者に対し通知を行う。
（措置の決定及び解除の報告）
- 第9条 所長は、第4条の措置の決定及び第8条の措置解除を行った場合、福祉局長あて報告しなければならない。
（施行の細目）
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（参考）「神戸市老人福祉法施行細則」

（趣旨）

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（備付書類）

第2条 福祉事務所長は、法第10条の4第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定により措置した者（以下「被措置者」という。）につき、当該措置に係る台帳を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理してお

かなければならない。

- (1) ケース番号記載簿
- (2) 面接(通告)記録票
- (3) 措置費支給台帳
- (4) 養護受託申出書受理簿
- (5) 養護受託者登録簿
- (6) 養護受託者台帳

(決定通知書)

第3条 福祉事務所長は、法第10条の4第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定に係る措置を採つたときは、措置開始決定通知書により被措置者に対し通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項に規定する措置の廃止又は停止を行つたときは、措置/廃止/停止/決定通知書により被措置者に対し通知しなければならない。

(養護受託申出書)

第4条 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)

第1条の6の規定による申出は、養護受託申出書によらなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申出を受理したときは、申出者を養護受託者とするものの適否について審査を行い、適当と認められた者については養護受託者登録簿に登録し、養護受託者承認決定通知書により、養護受託者とするものを不適当と認められた者については、養護受託申出不承認通知書により、それぞれ当該申出者に通知しなければならない。

(入所依頼書等)

第5条 福祉事務所長は、法第11条第1項の規定によつて養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)に老人を入所させる(他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに入所を委託する場合を含む。以下同じ。)ときは入所依頼書により、養護受託者に老人の養護を委託するときは養護委託書により、それぞれ当該施設の長又は養護受託者に対し依頼しなければならない。

2 前項の規定により、入所依頼書又は養護受託書の送付を受けた施設の長又は養護受託者は、入所受諾(不承諾)書又は養護受託(不承諾)書により入所を実施する旨又はこれを行うことができない旨を当該福祉事務所長に回答しなければならない。

3 福祉事務所長は、老人ホームに入所した者の措置を廃止するときは措置解除通知書により、養護受託者に委託した者の措置を廃止するときは委託解除通知書により、それぞれ当該施設の長又は養護受託者に対し通知しなければならない。

4 前3項の規定は、措置の変更を行つたときに準用する。

(葬祭依頼書等)

第6条 福祉事務所長は、法第11条第2項の規定によつて葬祭を行い、又は老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を委託するときは、葬祭依頼書により、当該施設の長若しくは養護受託者に対し依頼しなければならない。

2 前項の規定によつて葬祭の依頼を受けた施設の長又は養護受託者は、葬祭受諾(不承諾)書により、葬祭を実施する旨又はこれを行うことができない旨を当該福祉事務所長に回答しなければならない。

以下、略

2. 成年後見制度利用支援事業の推進

市町村は、成年後見制度利用支援事業について、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。

厚生労働省では、令和4年10月17日に「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」の事務連絡を行っている。

「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」

(厚生労働省・事務連絡令和4年10月17日)

低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。)において、

- ・市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

とされたところであり、また、同計画のKPIにおいて令和6年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。

「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として、

- ①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬
- ②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬
- ③後見等監督人が選任される場合の報酬

を含みます。

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果においては、助成制度を設けている市町村は増加傾向にあり、また、市町村長申立以外に本人申立や親族申立の場合や、生活保護以外の低所得者を対象とする市町村が拡大傾向にあることが認められた一方、未だ成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があることが認められたところです。

市町村におかれては、第二期計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてご検討いただくとともに、これらの実施に必要な予算の確保に努めていただきますようよろしくお願いいたします。あわせて、本事業の実施内容等について各自治体ホームページ等における周知や窓口における相談等の適切な支援についてお願いします。

都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析に努め、必要に応じて、その結果を公表し、具体的な対応を助言するなど適切な実施に向けた広域的な見地からの支援をお願いします。

なお、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施しており、今後、適切な実施に向けた留意事項を整理の上、お示しする予定であることを申し添えます。【別添P5～6】

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） 【別途】

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

③適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

- ・愛知所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。
- ・国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取り扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。

出典：厚生労働省資料

KPI (第二期成年後見制度利用促進基本計画)

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
任意後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、法務局、地方法務局、公証役場等におけるリーフレット、ポスターなどによる制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等による周知の継続 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・適切な運用の確保に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保等の検討 		
担い手の確保・育成等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による担い手(市民後見人、法人後見人)の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手(市民後見人、法人後見人)の養成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修カリキュラムの見直し等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・前道府県による担い手(市民後見人、法人後見人)の育成の方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・前道府県による担い手の継続的な確保・育成等 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長申立てに関する研修の準備 		
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長申立てに関する研修の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実施の改善 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長申立てに関する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による実施 		
優先して取り組む事項※3	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で適切に実施する方針の検討 ・市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による実施 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づき必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、必要な見直し 		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づき必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,741市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、必要な見直し 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づき必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による計画策定、必要な見直し 		
都道府県の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・全47都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による協議会等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等による協議会の運営 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等による協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等による協議会の運営 		

※1 KPIは、工程表の掲げべき項目に対応するため、※2 専門調査員は、令和6年度に、各都府県の進捗状況を確認し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

助成制度の実施状況（高齢者関係）

① 成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

時点	助成制度	助成あり			なし
		申立費用及び報酬料	申立費用助成のみ	報酬助成のみ	
令和3年4月1日	1,690	1,575	16	99	51
令和2年4月1日	1,660	1,508	25	127	81
平成31年4月1日	1,658	1,509	32	117	83

※1,741自治体から回答

② 申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	71	1,588
令和2年4月1日	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588
平成31年4月1日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

※助成制度がある自治体から回答

③ 申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用の助成	報酬助成
令和2年度	4,619	11,128
令和元年度	4,009	10,038
平成30年	3,777	8,325

出典：厚生労働省資料

助成制度の実施状況（障害者関係）

① 成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

時点	助成制度の実施状況（自治体数）				
	助成制度あり	なし			なし
		申立費用及び報酬料助成あり	申立費用助成のみ	報酬助成のみ	
令和3年4月1日	1,682	1,565	20	97	59
令和2年4月1日	1,650	1,504	30	116	91
平成31年4月1日	1,642	1,496	34	117	99

※1,741自治体から回答

② 申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
令和2年4月1日	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573
平成31年4月1日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

※助成制度がある自治体から回答

③ 申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用の助成	報酬助成
令和2年度	1,035	4,401
令和元年度	834	3,864
平成30年	920	3,107

出典：厚生労働省資料

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び
成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

①「市町村申立て」について

- ・全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
- ・好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案

②「成年後見制度利用支援事業」

- ・全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
- ・事業の推進につながる留意事項の整理

4. 検討体制

学識者 山城一真教授（早稲田大学）※座長

専門職 弁護士、司法書士、社会福祉士

自治体 都道府県、指定都市、中核市、町村

オブザーバー 厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

5. 事業内容

アンケート調査（市町村及び都道府県）

①市町村アンケート調査

- 目的：市町村長申立てや成年九県制度利用支援事業の実施状況や支援事例、課題等の把握
- 対象：市町村（1,741市町村の高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署）
- 内容：
 - ・地域連携ネットワークの機能を強化するための取組実施状況
 - ・市町村長申立ての要綱・マニュアル等の整備状況、内容、検討体制、支障事例、課題等
 - ・成年九県制度利用支援事業の要綱・マニュアル等の整備状況、内容、未実施理由、課題等

②都道府県アンケート調査

- 目的：都道府県による市町村支援の取組状況の把握
- 対象：都道府県（47都道府県の成年後見制度利用促進担当部署）
- 内容：
 - ・市町村に対する支援内容（相談・助言対応、研修の実施等）
 - ・市町村間の調査事例

ヒアリング調査（市町村及び都道府県）

①市町村ヒアリング調査

- 目的：市町村申立て適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、モデルとなり得る市町村の取組等をアンケート調査結果から抽出し、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。
- 対象：7市町村程度

②都道府県ヒアリング調査

- 目的：市町村支援の取組や調整を行った内容等について、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。
- 対象：5都道府県程度

6. スケジュール

6月：実施団体決定、8月：第1回委員会開催、9～10月：アンケート調査、10～12月：ヒアリング調査、1月：第2回委員会開催、3月：第3回委員会開催、報告書完成

調査結果（速報）を受けた対応について（案）

調査結果（速報）で明らかになったこと等を踏まえ、以下の項目について留意事項を示すこととしてはどうか。

(1) 要綱等の整備

○事業を組織的に行うことや、必要な予算を確保するためには、要綱の整備は必要と考えられるが、要綱等を整備していない市町村が確認されたことから、事業の実施とともに、実施する場合の要綱等の整備の必要性について記載する。

(2) 市町村長申立てに係る申立基準の原則の再周知

○市町村申立てに係る申立基準の原則についての通知（※）について、本通知を元にして市町村間での申立てに係る実施責任がいずれにあるかを調整できた事例が70%あった一方で、通知の内容が自治体の要綱に反映されていないことで調整できなかった事例が確認された。このことから、本通知の再周知を行う。

※令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神、障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

(3) 利用支援事業の適切な実施についての周知

○利用支援事業の適切な実施についての通知（※）について周知しているところであるが、利用支援事業の助成対象を限定している自治体に対し、再度、適切な実施を促す。

- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえた、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

※令和4年10月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課通知「成年後見制度利用支援事業の適切実施について」

(4) 利用支援事業の周知・広報

○利用支援事業の内容や実施要綱等についてホームページ掲載等により周知・広報を行った結果、関係機関や専門職等から問合せをうけるようになり、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認されたことから、利用支援事業の周知及び広報を行うことの有効性について周知する。

(5) 好事例自治体の取組の周知

○要綱等を整備していない理由や、制度を設けていない理由として、対象となる事例がない（少ない）との回答が多かった他、課題として手続き面や予算要求に係る課題が挙げられたことから、利用支援事業及び市町村長申立を適切に実施している市町村の実施要綱やマニュアル、自治体間の調整事例等を好事例とし、取組の共有を図る。

○都道府県において、管内市町村の実施状況を把握し、利用支援事例の助成対象となる申立類型等について管内市町村のばらつきを解消した事例を好事例とし、取組の共有を図る。

出典：厚生労働省資料

4-3 意思決定支援

資料：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（2020年（令和2年）10月30日、意思決定支援ワーキング・グループ）

資料：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月厚生労働省）

資料：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年5月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）

後見人等は、障害特性や本人の状況等を十分に踏えた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。）や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。

1. 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

後見人等を含め、本人に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するためには、意思決定支援についての共通理解が必要である。そこで、意思決定支援を踏まえた後見事務についての理解が深まるよう、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループにおいて、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定された。

ガイドラインの概要は、以下の通りである。

(1) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の基本的な考え方

ア. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、本人の意思決定をプロセスとして支援するものであり、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）と、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）を中心とする（なお、形成・表明された意思をどのように実現するかという意思実現支援は、本ガイドラインにいう意思決定支援には直接には含まれないが、後見人等による身上保護の一環として実践されることが期待される。）本ガイドラインにおける意思決定支援は、後見人等による「代行決定」とは明確に区別

される。すなわち、①意思決定支援が尽くされても本人による意思決定や意思確認が困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、最後の手段として、後見人等が法定代理権に基づき本人に代わって行う決定(代行決定)とは区別されるものである。

イ. 意思決定能力の定義

意思決定能力とは、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力であるが、意思決定を行う場面では通常次の4つの要素が必要と考えられる。

- ① 意思決定に必要な情報を理解すること (情報の理解)
- ② 意思決定に必要な情報を記憶として保持すること (記憶保持)
- ③ 意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること (比較検討)
- ④ 自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること (意思の表現)

ウ. 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

① 意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

② 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思(推定意思)に基づき行動することを基本とする。
- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針をとらなければならない。
- 第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
- 第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

エ. 後見人等として意思決定支援を行う局面

後見人等による意思決定支援は、あくまで後見事務の一環として行われるものである以上、後見人等が直接関与して意思決定支援を行うことが求められる場面は、原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為

及びそれに付随した事実行為の場面に限られる。

本人の特性を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるが、一般的な例としては、①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合、②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場合などが挙げられる。

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 基本的な考え方

意思決定支援ワーキング・グループ

本ガイドラインの背景・趣旨・目的

後見人を含め、本人に関わる支援者らが常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの

後見人として意思決定支援を行う場面…*1

○本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為
 (例) 施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合 など
 (ただし、その他の局面においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…*2)

意思決定支援のプロセス

支援チームによる対応

【意思決定支援のための環境整備】

日常的な事柄につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要

・本人のエンパワメント

本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要

・支援者側の共有認識・基本的姿勢

各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要

【意思決定支援の具体的プロセス】

①支援チームの編成と支援環境の調整

- i 支援チームの編成
 - ・福祉関係者の責任において行うことを想定
 - ・本人の思いや意思が反映されやすいチームとする（メンバーには、本人の意思を汲もうとする姿勢が求められる）
- ii 支援環境の調整・開催方法等の検討
 - ・メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
 - ・本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する（日時・場所や参加者等）
- iii 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備
- iv ミーティングの招集
 - ・進行管理に責任を持つ者が関係者を招集

②本人を交えたミーティング

- ・主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行
- ・本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考えをできるだけ引き出す
- ・誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す

③意思が表明された場合

- ・意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う
- ※意思決定能力：個別の意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力

後見人等の関与の仕方・役割

※後見人としてのチェック機能…*2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する

(留意点)

- ・意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要
- ・なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加する
- ・本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる

※後見人としての意思決定支援…*1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい

(チームが機能している場合)

- ・他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる

(チームが機能していない場合)

- ・中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい

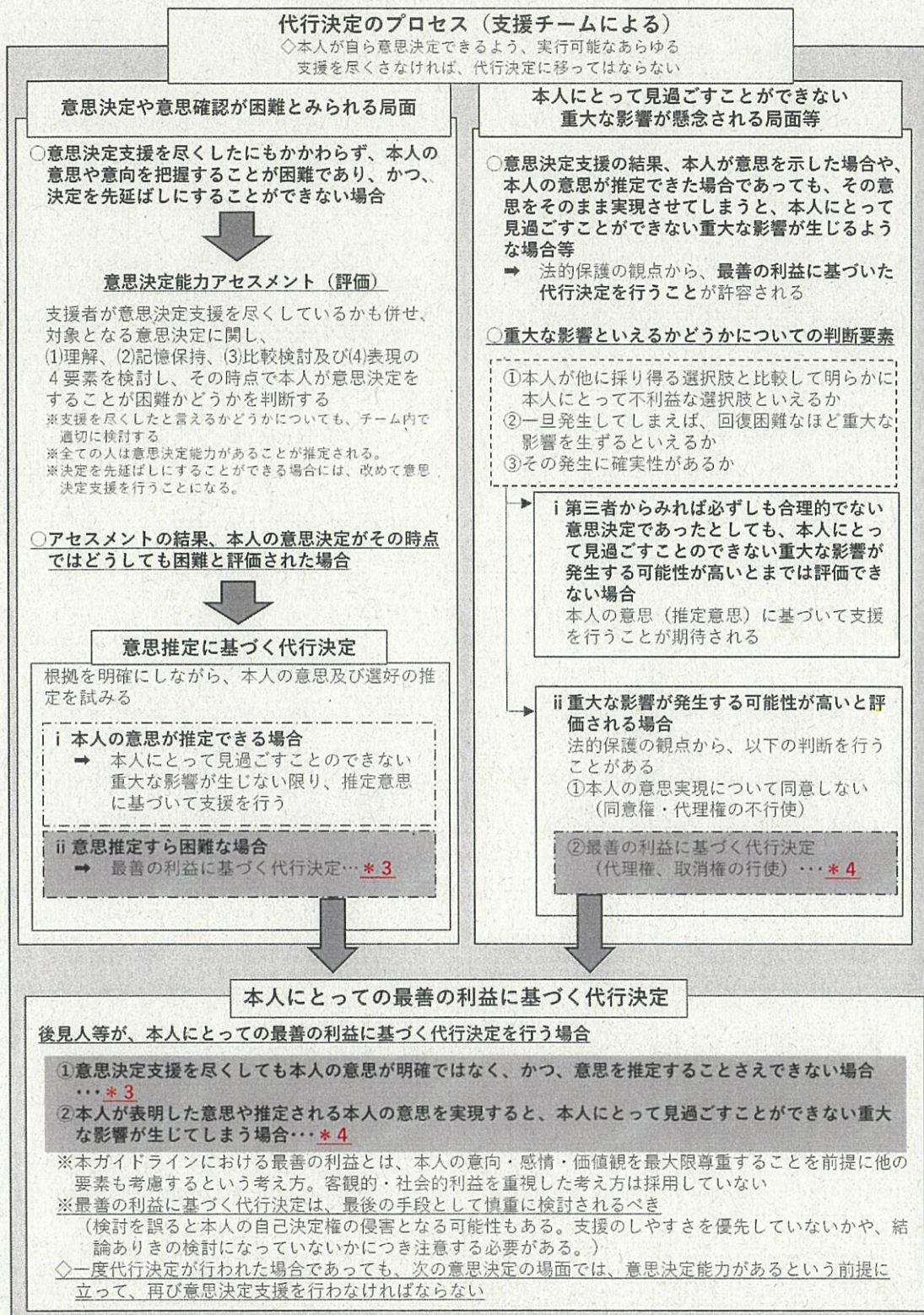
※後見人は、自分の価値観が決定に影響しないように気を付ける必要がある

※後見人としての意思決定支援…*1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される

(1)

出典：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」



(2)

出典：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
 本人にとって重大な影響を与えるような契約等をとする場合は、意思決定支援が必要です。

例

- 高齢への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高齢な資産を売却する場合 など
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。

意思決定支援のプロセス

- 1 チームをつくります**

- 2 支援のための役割を認めます**
 - 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
 - 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。
- 3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します**

- 4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います**
 - 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1~3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

後見人等の役割

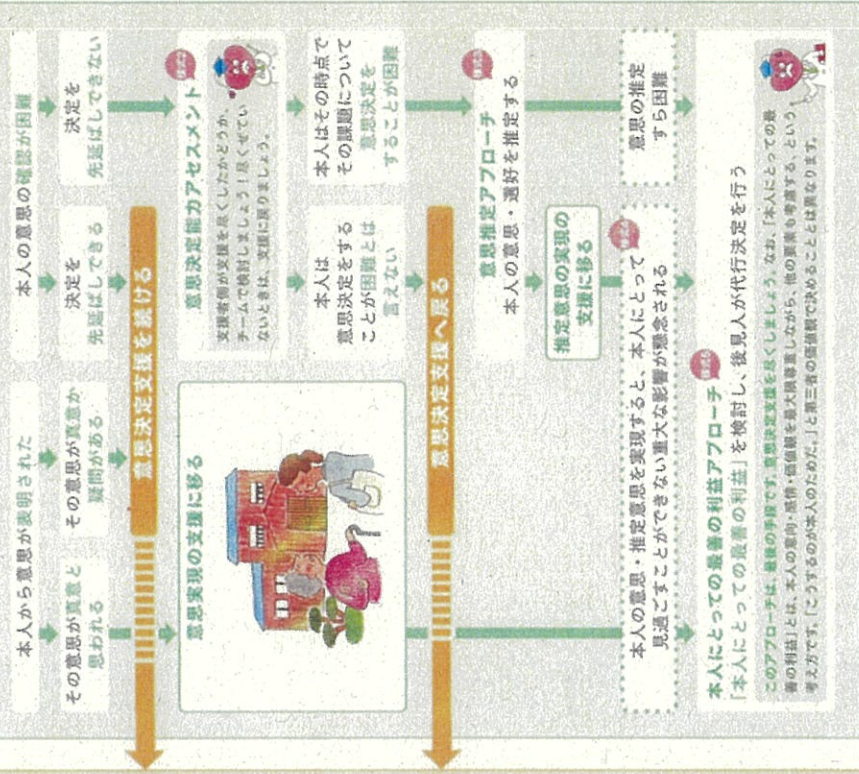
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求め、ことも重なります。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせ、進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「形式1~5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

【様式1】 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

I. 全体の概要

本人	記入者	本人との関係
テーマ (課題となる意思決定)		
このテーマが生じた経過概要		

II. 支援環境の調整等 (日時、方法、場所を記入)

検討したメンバー	
意思決定に関する課題の検討内容	
<input type="checkbox"/> ミーティング開催趣旨の確認 <input type="checkbox"/> 本人が安心してできる時間、場所、開催方法の検討 <input type="checkbox"/> 本人が安心してできる支援者の検討	<input type="checkbox"/> 本人が望むコミュニケーション方法の検討 <input type="checkbox"/> その他 ()
支援者が本人の理解、記憶、比較検討を支援するために、ⅢやⅣで行う工夫	検討をした項目を○で囲む
本人の真意を探る 開かれた質問で尋ねる 本人に説明させその理解を確認する 選択肢につき比較のポイントを示す 文字にする 図や表を使う ホワイトボード等の使用 他者からの不当な影響の排除 コミュニケーションに時間をかける 時の経過や状況により意思が変化することを許容する 意思決定を強めない 再度の確認(重要な決定の場合) その他 ()	
決定事項、役割分担、今後の動き方	

III. ミーティング前の本人への趣旨説明 (日時、方法、場所を記入)

説明した人	
説明の内容	<input type="checkbox"/> 趣旨説明 <input type="checkbox"/> 参加メンバーの選定 <input type="checkbox"/> 本人の好みや価値観の把握 <input type="checkbox"/> 意思意向の確認
IIで検討した支援の実施	<input type="checkbox"/> 実施できた <input type="checkbox"/> 実施できなかった 理由:
本人の考え 意見や希望	
Ⅲを終えⅣを どう工夫するか	

IV. 本人を交えたミーティング (日時、方法、場所を記入)

参加メンバー	
検討の内容	
支援者の姿勢 (全てチェックが付くように支援する)	<input type="checkbox"/> 支援者らの価値判断を先行させていない。 <input type="checkbox"/> 本人の理解と支援者らの理解に相違はない。 <input type="checkbox"/> 選択肢を提示する際の工夫ができていない。 <input type="checkbox"/> 決断を迫るあまり、本人を焦らせていない。 <input type="checkbox"/> 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性がある。 <input type="checkbox"/> 意見を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はない。
IIで検討した支援の実施	<input type="checkbox"/> 実施できた <input type="checkbox"/> 実施できなかった 理由:
本人の考え 意見や希望	
具体的な結論	
再度意思決定支援を行う必要性	<input type="checkbox"/> ある (支援者らの評価・解釈に大きな相違や対立がある、意思に揺らぎが見られるなど) 理由: <input type="checkbox"/> なし

V. その後の状況

--

【基本原則】

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

【様式2】 個別課題発生時における意思決定能力のアセスメントシート

I. 概要

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 意思決定能力アセスメント

前提 (決定期限)	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か? <input type="checkbox"/> 延長できない (期限: 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 延長できる ⇒ 【様式1】へ戻る。
A 意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素につき満たされないものがあるか?	<input type="checkbox"/> 本人が関連情報について理解できなかった <input type="checkbox"/> 本人が関連情報について記憶保持できなかった <input type="checkbox"/> 本人が関連情報について比較検討できなかった <input type="checkbox"/> 本人が意思を表現できなかった 根拠:
B 支援者側が上記期限までに実行可能な意思決定支援を尽くしたか?	<input type="checkbox"/> 期限までに可能な支援は全て尽くした 支援内容: <input type="checkbox"/> 実行可能な支援が残されている ⇒ 【様式1】へ戻る。

⇒上記アセスメントの結果、

- A・Bいずれも当てはまる (支援を尽くしても、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素のうち満たされない要素がある)
⇒本人は、その時点で、その課題について意思決定をすることが困難と評価される
意思推定アプローチ (様式3) へ
- それ以外
⇒意思決定支援に戻る (様式1)

【基本原則】

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

【様式3】 意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート

I. 概要 【様式2】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 意思推定に基づく代行決定を行うにあたっての検討

前提 (決定期限)	意思決定の期限が迫っており、これ以上延長できない状態か? <input type="checkbox"/> 延長できない (期限: 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 延長できる → 【様式1】へ戻る。
本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、どのような意思決定を行うかを推定できるか?	<input type="checkbox"/> 推定可 → 推定意思の内容 <input type="checkbox"/> 推定困難 → 理由
本人の意思推定のために明確な根拠となり得るエピソード、情報提供者、関連資料など	
代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。	<input type="checkbox"/> 結論が先にありきになっていない。 本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 <input type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先していない。 支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ) <input type="checkbox"/> サービス利用ありきになっていない。

⇒上記検討の結果、

- 推定意思の実現を支援する。
- 推定意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される
⇒本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される場合の検討 (様式4) へ
- 意思の推定すら困難
⇒最善の利益に基づく代行決定の検討 (様式5) へ

【基本原則】

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思 (推定意思) に基づき行動することを基本とする。

【様式4】 本人にとって見過ごすことができない重大な影響に関するアセスメントシート

I. 概要 【様式1】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 <input type="checkbox"/> 【様式3】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 本人の示した意思(推定意思)の実現は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずるかどうかの検討

本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。	<input type="checkbox"/> はい⇒根拠	<input type="checkbox"/> いいえ
一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。	<input type="checkbox"/> はい⇒根拠	<input type="checkbox"/> いいえ
その発生の可能性に確実性があるか。	<input type="checkbox"/> はい⇒根拠	<input type="checkbox"/> いいえ

⇒上記検討の結果、

すべて「はい」に該当する

⇒以下の方法につき検討

本人の意思決定に同意しない(同意権・代理権を行使しない)

本人の示した意思とは異なる形での代行決定(代理権、取消権の行使)を検討する

⇒様式5(本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討)へ

上記以外

⇒意思又は推定意思の実現へ

【基本原則】

第3 一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

【様式5】 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に関するアセスメントシート

I. 概要 【様式1】と同じにつき記載省略

本人		記入者		本人との関係	
テーマ (課題となる意思決定)					
過去の支援状況	<input type="checkbox"/> 【様式1】添付 <input type="checkbox"/> 【様式2】添付 <input type="checkbox"/> 【様式3】添付 <input type="checkbox"/> 【様式4】添付				
実施日	年 月 日 時 分～ 時 分 場所 ()				
検討メンバー					

II. 検討

本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件 ※すべての条件を満たしている必要があります。	<input type="checkbox"/> 意思決定の期限が迫っており、これ以上決定を先延ばしできない。 ⇒期限： 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 後見人等による代行決定が及ぶ意思決定である。 <input type="checkbox"/> 本人の好み・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られている。 <input type="checkbox"/> 本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されている。								
代行決定に当たっての留意事項 ※チェックできない項目がある場合には、第1～第3原則に沿った支援ができていたかどうか、チームで再度検討してください。	<input type="checkbox"/> 結論が先にありきになっていない。 ・本シートが結論の後付けの根拠資料として使われていない。 <input type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていない。 <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先していない。 ・支援者のための根拠付けになっていない。 (サービスの利用を検討している場合のみ) <input type="checkbox"/> サービス利用ありきになっていない。								
本人にとっての最善の利益の検討 考えうる選択肢の提示と比較検討 (本人の好み・価値観に近い順、自由の制約がより少ない選択肢から順に、本人の視点を踏まえてそれぞれの要素を検討してください。)	選択肢●： <table border="1" style="width:100%"> <tr> <th>選択することのメリット</th> <th>選択することのデメリット</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 選択肢●： <table border="1" style="width:100%"> <tr> <th>選択することのメリット</th> <th>選択することのデメリット</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ※選択肢はできる限り多く検討してください。	選択することのメリット	選択することのデメリット			選択することのメリット	選択することのデメリット		
選択することのメリット	選択することのデメリット								
選択することのメリット	選択することのデメリット								
結論：最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由	代行決定の内容： 理由：								
モニタリング実施時期	<input type="checkbox"/> 3か月後 <input type="checkbox"/> 6か月後 <input type="checkbox"/> その他 ()								

【基本原則】

- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・嗜好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。
- 第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
- 第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

2. 様々な分野における意思決定支援の浸透

様々な分野において、“意思決定支援のガイドライン”が策定されている。

- ① 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）、
- ② 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（令和元年5月厚生労働省）
- ③ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月厚生労働省）
- ④ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成30年厚生労働省）

主なものを次に示す。

(1) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

資料：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月厚生労働省）

第一期成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされたことを受け、平成29年度の老人保健健康増進等事業において、認知症の人の意思決定支援に関する検討が行われ、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が策定された。

ア. ガイドラインの趣旨

普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であることは誰もが認識するところであるが、このことは、認知症の人についても同様である。

本ガイドラインは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すものである。

イ. 基本的考え方

① 誰の意思決定支援のためのガイドラインか

認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。以下、「認知症の人」ないし「本人」という）を支援するガイドラインである。

② 誰による意思決定支援のガイドラインか

特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人（以下、「意思決定支援者」という）による意思決定支援を行う際のガイドラインである。

その多くはケアを提供する専門職種や行政職員等であるが、これだけにと

どまらず、家族、成年後見人、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人などが考えられる。

ケアを提供する専門職種や行政職員の例として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、ケアマネジャー、認知症地域支援推進員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員や医療機関、訪問看護ステーション、包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、市町村などの職員などが考えられる。

③ 意思決定支援とは何か（支援の定義）

認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、意思決定支援者による本人支援をいう。

本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。

ウ. 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

① 本人の意思の尊重

意思決定支援者は、認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要である。

本人への支援は、本人の意思の尊重、つまり、自己決定の尊重に基づき行う。したがって、自己決定に必要な情報を、認知症の人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しなければならない。

意思決定支援は、本人の意思意向・選好あるいは好みの内容を支援者の視点で評価し、支援すべきだと判断した場合にだけ支援するのではなく、まずは、本人の表明した意思・選好、あるいは、その確認が難しい場合には推定意思・選好を確認し、それを尊重することから始まる。

認知症の人は、言語による意思表示が上手くできないことが多く想定されることから、意思決定支援者は、認知症の人の身振り手振り、表情の変化も意思表示として読み取る努力を最大限に行うことが求められる。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。

② 本人の意思決定能力への配慮

認知症の症状にかかわらず、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援をする。

本人のその時々意思決定能力の状況に応じて支援する。

本人の意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている認知能力等を向上させる働きかけを行う。

本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する

力)、またそれを自分のこととして認識しているか(認識する力)、論理的な判断ができるか(論理的に考える力)、その意思を表明できるか(選択を表明できる力)によって構成されるとされる。これらの存否を判断する意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援、さらに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。

意思決定能力の評価判定は、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示すような情報と、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な判断が行われることが必要である。

③ チームによる早期からの継続的支援

本人が自ら意思決定できる早期(認知症の軽度)の段階で、今後、本人の生活がどのようにになっていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である。

意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制(以下、「意思決定支援チーム」という)が必要である。

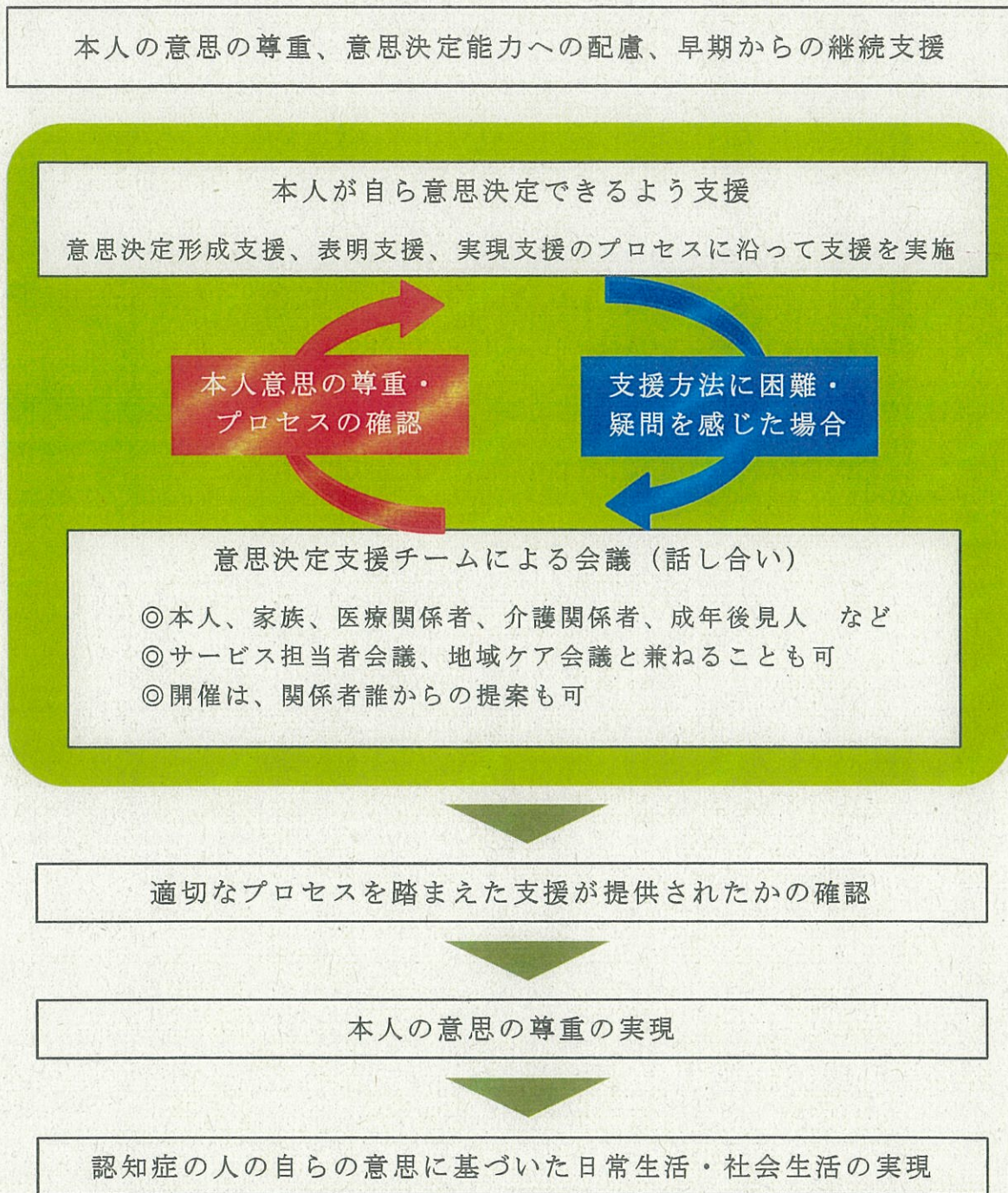
特に、本人の意思決定能力に疑義があったり、本人の意思決定能力向上・支援方法に困難がある場合は、意思決定支援チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う。

意思決定支援にあたっては、特に、日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人から情報を収集し、本人を理解し、支援していくことが重要である。また、地域近隣で本人の見守りをしている方など、日頃から本人とつながりがある方と関わることも重要である。

意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。

本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度、記録を残しておくことが必要である。

【概念図】



出典：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

【具体的なプロセス】

日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人物・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
(本人の意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の信条、遠慮などへの心配りなど)
- ◎意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認(情報、認識、環境)
- ◎必要に応じた、都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認

+

意思表示支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思表示場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮(最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認

+

意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合はチームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

出典：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

(2) 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

資料：「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年5月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）

ア. ガイドラインの背景・目的

これまで多くの医療機関では、家族等がいることを前提として、判断能力が不十分な人の手術等について家族等に同意書へのサインを求める運用や、入院費等の支払い、緊急時の連絡等の役割を果たす、いわゆる「身元保証・身元引受等」を求めてきた現状がある。

このような中、一人暮らしの高齢者等を対象とした、いわゆる「身元保証・身元引受等」や日常生活支援、死後事務等に関するサービス（以下、これらのサービスを総称して「身元保証等高齢者サポートサービス」という。）が増えている。しかし、身元保証等高齢者サポートサービスを提供する事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されていないとの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、多くの医療機関が求めている「身元保証・身元引受等」の機能や役割について整理を行い、既存の制度やサービスの利用など、「身元保証人・身元引受人等」がいないことを前提とした医療機関の対応方法を示すことによって、身寄りがいない場合にも医療機関や医療関係者が患者に必要な医療を提供することができるよう、また患者側も身寄りがなくても安心して必要な医療を受けられるよう、ガイドラインがとりまとめられた。

認知症等により判断能力が不十分な人については、成年後見制度を利用している場合があるが、一部の医療機関において、成年被後見人等であることのみをもって本人の意思は確認できないものとして取り扱われ、本人への説明がなされないことや成年後見人等が代理して締結することができる診療契約そのものを拒否されてしまうなどの不適切な事案も確認されている。

そのため、本ガイドラインでは、医療の現場における成年後見人等の役割とその関わり方についても整理しており、医療機関や医療従事者に向けてそれらを周知することも目的として作成されている。

イ. ガイドラインの基本的な考え方

① ガイドラインの支援の対象者は、次のような人と想定されます。

- ・身寄りがいない人
- ・家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ・家族の支援が得られない人

② ガイドラインにおける「身元保証・身元引受等」の機能・役割

医療機関が「身元保証・身元引受等」に求める機能や役割としては、主に次のような事項であると考えられます。

- ・緊急の連絡先に関すること

- ・入院計画書に関すること
- ・入院中に必要な物品の準備に関すること
- ・入院費等に関すること
- ・退院支援に関すること
- ・(死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

本ガイドラインにおいて、「身元保証・身元引受人等」とは上記6項目のいずれかの役割を指し、「身元保証人・身元引受人等」とはその役割を期待されている人又は団体を指すこととする。

③ 身寄りがない人への対応において考えられる支援

身寄りがない人への対応については、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる家族等の有無等に応じて、様々な支援が考えられるが、主に以下の支援について検討されるものと考えられる。

- ・医療・ケアチームとの連携
- ・当該患者の状況に応じた介護・福祉サービスの相談
- ・一部負担金の減額・免除・支払猶予や無料定額診療事業、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等の行政サービスへの相談
- ・支払い方法の相談
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の制度の利用相談

④ 本人の意思・意向の確認と尊重

通常時は判断能力が十分な人であっても、疾病・障害、環境の変化によるストレス等で一時的に意思決定能力が低下することがある。このような場合にも、本人が安心できるように働きかけ、本人の意思を尊重し、その決定を支援する対応を行うことになる。

判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するという前提にして、本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を行うことが原則である。本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか(理解する力)、それを自分のこととして認識しているか(認識する力)、論理的な判断ができるか(論理的に考える力)、その意思を表明できるか(選択を表明できる力)によって構成されると考えられ、本人の意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている認知能力等を向上させる働きかけを行うことが求められている。

本ガイドラインが対象とする「医療に係る意思決定が困難な人」への支援においても、まずは本人の意思の尊重に基づき行う。この場合、意思決定能力を固定的に考えず、病状や状況、行為内容によって変化するものにとらえ、その時点の意思決定能力の状況に応じて支援をする。成年後見制度の利用相談によって本人を支援する場合も、成年後見人等には本人の意思を尊重しながら業務をおこなう義務があること、ある程度の判断能力がある補助、保佐類型の場合には、本人の同意が無ければ補助人、保佐人に代理権が与えられないことを理解しておく必要がある。本人の意思を尊重した対応として、医療の提供に当たり、本人が記した、いわゆる「事前指示書」の内容を尊重す

ることも考えられる。本人が「事前指示書」や「エンディングノート」などを記載していないか確認する。

⑤ 成年後見制度と「身元保証・身元引受等」

(略)

ウ 医療に係る意思決定が困難な場合に求められること

医療法第1条の4第2項では、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。」とされており、本人の判断能力の程度にかかわらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本とした上で適切な医療提供を行うことが重要である。

一方で、現実の医療の場面では、一時的に意識を失った患者など本人の意思が確認できない場合も日常的に多くみられる。現時点では、このような場合における本人以外の第三者の決定・同意について、法令等で定められている一般的なルールはなく、社会通念や各種ガイドラインに基づき、個別に判断されているものと考えられる。

成年被後見人等の認知症や精神障害・知的障害により判断能力が不十分な人についても、成年後見人等の第三者が医療に係る意思決定・同意ができるとする規定はなく、成年被後見人等に提供される医療に係る決定・同意を行うことは後見人等の業務に含まれているとは言えない。

① 医療・ケアチームや倫理委員会の活用

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「プロセスガイドライン」の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要があります。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には、柔軟に対応する必要がある。

(プロセスガイドライン抜粋)

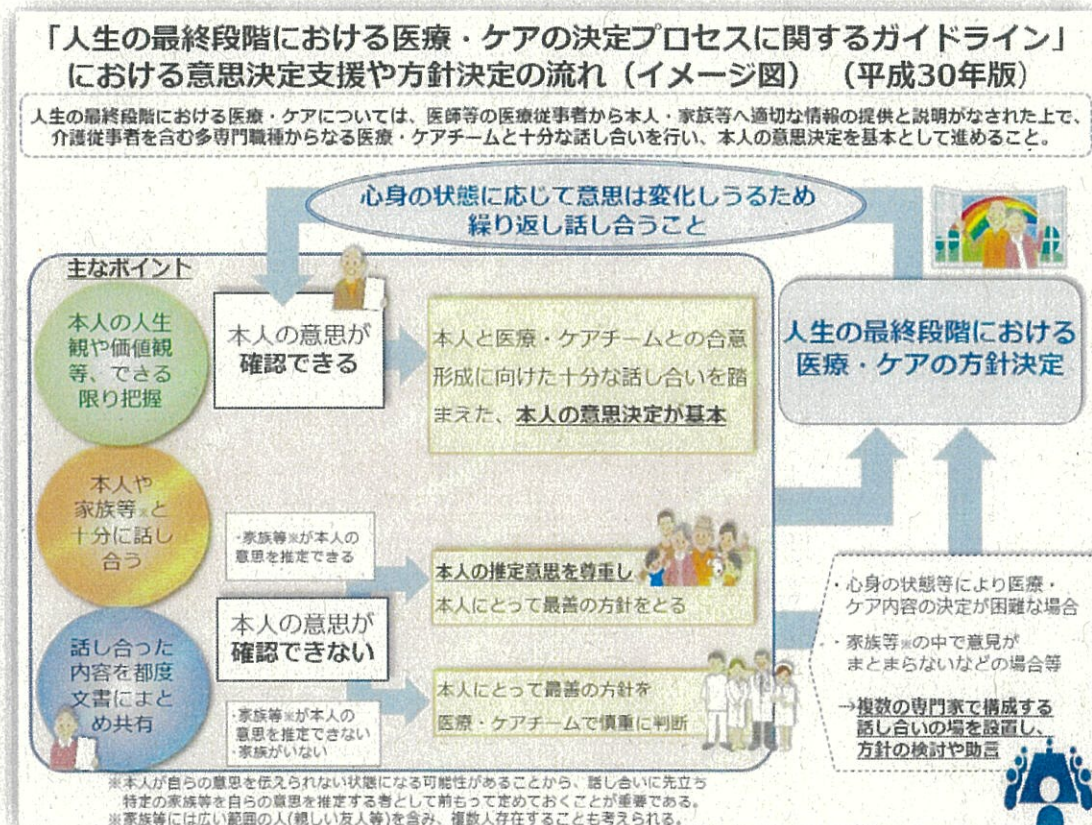
- ・ 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・ 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ・ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

② 成年後見人等に期待される具体的な役割

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

- ・ 契約の締結等

- ・ 必要な受診機関の確保・医療費の支払い
- ・ 身上保護（適切な医療サービスの確保）
 - ・ 本人の医療情報の整理
- ・ 本人意思の尊重
 - ・ 本人が意思決定しやすい場の設定
 - ・ 本人意思を推定するため情報提供等
 - ・ 退院後、利用可能なサービスについての情報提供
- ・ その他
 - ・ 親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）
 - ・ 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り



出典：「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

医療に関する意思決定においては、病院の医療職だけでなく、成年後見人等やケアマネジャー、ホームヘルパーなど患者に係わる人が、繰り返し最善の方法に関して話し合いを行うことが必要となる。医療機関においては、身寄りがいない人へのマニュアル作成、院内および地域での倫理カンファレンスの実施、臨床倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効である。

なお、日常的な場面での意思決定支援に関するものとして、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月厚生労働省）、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月厚生労働省）が示されている。

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて

背景

- ・ 少子高齢化の進展により、人口減少社会に突入しており、単身世帯の増加、親族の減少、近隣関係の希薄化がみられる。
- ・ 一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態（以下「身元保証等高齢者サポート事業」という。）が生まれている。
- ・ 身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、実際に、身元保証等高齢者サポート事業に係る事業者の経営破綻により、サービスの提供が受けられず、預託金も返還されないという事態が生じている。
- ・ 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- ・ しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。
- ・ 成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いと指摘がなされている。
- ・ 近年、医療や救急等の現場において、認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人に、必要な対応がなされていないケースも生じているとの指摘がある。

○「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（平成29年1月消費者委員会）

建議事項2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

- (1) 病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取り扱いを行うことのないよう措置を講ずること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

○「成年後見制度利用促進推進基本計画」（平成29年3月）

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

② 今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 成年被後見人等であって、医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

3 成年後見制度利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- (6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

③ 今後の方向性

○ 今後・政府においては、このような考え方を基本として、

- ・ 人生の最終段階における医療に係る意思決定の方法や医療内容の決定

手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、

- ・人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバイス・ケア・プランニング）の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくほう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

医療の現場における「身元保証・身元引受等」の役割や成年後見制度について、実態把握をする必要性。

出典：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」